

[別紙1]

鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業補助金
森林施業プランナー育成事業の事務手続きについて

1. 交付申請書提出（林政企画課長が定める日まで）

○交付申請は下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り
行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を書き提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費に掛かる支払事務がすべて完了した日

【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

**5. 実績報告書提出
（完了・廃止・中止から20日以内又は完了年度の
翌年度の4月10日まで）**

○実績報告は下記提出先まで郵送又は持参してください。

資料提出・問い合わせ先 鳥取県農林水産部 森林・林業振興局 林政企画課
鳥取県鳥取市東町1丁目220
0857-26-7301 rinsei-kikaku@pref.tottori.lg.jp